

令和7年度会計年度任用職員募集要項

【子ども未来課（保育所、学童保育・地域子育て支援施設）】

亘理町役場

（担当：子ども未来課 TEL 0223-34-1225）

1. 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは、1会計年度ごとに任用される非常勤の地方公務員です。

2. 募集について

（1）申込資格

- ・次の地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 亘理町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・2（5）に記載の資格要件を満たす者

（2）申込書類・期間

- ・申込書類：任用申込書、資格証の写し（資格要件のある職種のみ） 各1通
- ・申込先：亘理町役場 子ども未来課 子育て支援班 担当 齋藤
- ・申込期間：令和7年6月6日（金）から令和7年6月23日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
 - ※ 任用申込書は、ホームページよりダウンロード可能。
 - ※ 持参又は郵送（簡易書留等の確実な方法）により、期限までに申し込んでください。なお、提出書類はお返しいたしませんので、ご了承ください。
 - ※ 土日祝日を除く

（3）選考方法

書類選考及び面接試験 （令和7年6月下旬実施予定。申込者あて別途通知します。）

（4）採用について

人員配置の都合等により、任用とならない場合や任用開始日を変更する場合があります。

また、会計年度任用職員の任用は1会計年度ごとの任用となるため、再度の任用を希望される方は、毎年度申し込みが必要となります。

(5) 募集職種

施設区分ごとに募集職種を設けており、職種に応じて従事内容や給料・報酬に違いがありますが、保育士については保育・保育支援、調理補助員については給食調理が主な業務となります。

施設 区分	募集職種 (資格要件)	募集人数
		パートタイム
保 育 所	①保育士 (保育士証をお持ちの方。)	1 名程度
	②調理補助員 (資格無)	1 名程度

3. 任用後について

(1) 任用期間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

(2) 勤務場所・勤務時間

施設区分や職種に応じて勤務時間が異なります。また、以下の点について予めご了承のうえお申込みください。

勤務時間帯	勤務日等	施設の概要及び勤務地
①保育士 パートタイム (週 5 日以内) 6 時 45 分～19 時 15 分のうち 7 時間以内 (休憩 60 分)	月～土曜日 シフトあり	「保育所」は保護者が働いているなどの何らかの理由によって保育を必要とする小学校就学前の児童を対象に年間を通じて保育を行う施設です。亘理保育所では一時的に保育を必要とする小学校就学前児童の預かり保育を行う「一時保育」も併せて実施しています。 亘理保育所 (保育所担当、一時保育担当) 亘理町字中町東 190-1
②調理補助員 パートタイム (週 5 日以内) 8 時～16 時 30 分のうち 6 時間以内 (休憩 60 分)	月～土曜日 シフトあり	亘理保育所 亘理町字中町東 190-1

※パートタイム勤務者の休憩時間について

6 時間以内で勤務される場合については、休憩時間は必須ではありませんので、任用申込書提出時または面接時に希望の有無をお伝えください。

(3) 勤務日・休日・休暇

業務により勤務日、勤務時間が変動することがあります。祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）は休業です。

土・日曜日の勤務となることもあります。勤務時間が週３８時間４５分を超えることは原則ありません。

休暇については、「亘理町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に基づき、年次有給休暇、特別休暇（忌引等）、介護休暇等を利用できます。

(4) 給与等

「亘理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「亘理町会計年度任用職員の給与に関する規則」に基づき、給料（報酬）、通勤手当、期末・勤勉手当等を支給します。

次年度以降も継続して任用された場合には、任用形態によって昇給があります。

会計年度任用職員給料表（１級）

※抜粋

職種	号俸	フルタイム	パートタイム			
		週38.75H 7.75H×5日	週35H 7H×5日	週30H 6H×5日	週25H 5H×5日	週20H 4H×5日
保育補助員 （資格無） ・ 調理補助員 （資格無）	1	183,500	165,741	142,064	118,387	94,709
	2	184,600	166,735	142,916	119,096	95,227
	3	185,800	167,819	143,845	119,870	95,896
	4	186,900	168,812	144,696	120,580	96,464
	5	188,000	169,806	145,548	121,290	97,032
保育士	23	216,800	195,819	167,845	139,870	111,896
	24	218,400	197,264	169,083	140,903	112,722
	25	220,000	198,709	170,322	141,935	113,548
	26	221,700	200,245	171,638	143,032	114,425
	27	223,000	201,419	172,645	143,870	115,096

※上記給料表に記載がない勤務形態の場合は以下の式を使用して月給を算出します。

フルタイム勤務の月給×（週の勤務時間数）÷38.75＝月給（小数点以下切捨て）

(5) 社会保険について

以下の保険について、以下の条件を満たす場合は加入となります。

・健康保険及び厚生年金保険 以下の条件のいずれかに当てはまる場合

① 週２９時間以上勤務する者

② 任期２ヶ月以上、週２０時間以上かつ月額８８，０００円（通勤手当を含む）以上勤務する者

・雇用保険 任期３１日以上かつ週２０時間以上勤務する者

※宮城県市町村職員退職手当組合の加入要件を満たす場合、雇用保険には加入しません。

(6) その他

地方公務員法（以下、「法」という。）に定める以下の服務規程が適用され、分限・懲戒処分を受ける場合がありますので、遵守する必要があります。

- ① サービスの根本基準（法第30条）
- ② サービスの宣誓（法第31条）
- ③ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ④ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ⑤ 秘密を守る義務（法第34条）
- ⑥ 職務に専念する義務（法第35条）
- ⑦ 政治的行為の制限（法第36条）
- ⑧ 争議行為等の禁止（法第37条）
- ⑨ 営利企業等の従事制限（法第38条） ※ 兼業等がある場合は申出願います。

4. 問合せ・申込先

〒989-2393 亘理町字悠里1番地

亘理町役場 子ども未来課 子育て支援班 担当 齋藤

電話 0223-34-1225